

# 会 議 録

## 平成30年度第5回藤沢市子ども・子育て会議

開催日時	2019年（平成31年）3月25日（火）14:00～15:48
開催場所	本庁舎6階 会議室6-1
出席者	委員15名（うち、職員7名） 増田委員長、東委員、有田委員、梶ヶ谷委員、梶居委員、石川委員、 都丸委員、原田委員、村井委員、福岡委員、田淵委員、金子委員、 岩田委員、阿部委員、加藤委員 事務局23名 子育て企画課（亀井主幹・吉原主幹・土居補佐・白川補佐・宇野補佐・高 田補佐・重田上級主査・望月・和田）、子ども家庭課（加藤主幹・大庭補 佐・杉田補佐）、保育課（中川主幹・森井主幹・鳥羽補佐・浜野補佐・曾 我部）、子育て給付課（大岡補佐・作井補佐）、子ども健康課（中村補佐・ 清水補佐）、青少年課（小野補佐・高瀬補佐）
欠席者	委員10名
傍聴者	2名
内 容	
1 開 会	
2 議 題	
	(1) 子どもと子育て家庭の生活実態調査について (2) 特定教育・保育施設の利用定員の設定について (3) 幼児教育・保育の無償化の概要について
3 その他	
4 閉 会	

### 1 開 会

（事務局）

- ・出席状況の確認（委員25名中、15名の出席）
- ・資料の確認（次第、資料1・2、子どもと子育て家庭の生活実態調査アンケート調査結果報告書・ヒアリング調査結果報告書、前回全体会及び第二期計画策定等検討部会会議録、ふじさわ子育てガイド）
- ・速記者による会議録作成のため、発言の際はマイクの使用をお願い。
- ・子どもと子育て家庭の生活実態調査の受託事業者である株式会社浜銀総合研究所の野口副主任研究員の同席あり。
- ・会議は公開（藤沢市情報公開条例第30条）とし、会議資料は閲覧（藤沢市審議会等の会議の公開に関する要領第6条）とすることを確認。傍聴者2名。

## 2 議 題

### (1) 子どもと子育て家庭の生活実態調査について

(事務局)

- ・子どもと子育て家庭の生活実態調査アンケート調査結果報告書及びヒアリング調査結果報告書を配布し、追加になったところのみを説明。
- ・アンケート調査報告書9ページ④「世帯タイプ・生活困難層・潜在的養育困難層の間の関係(分布)について」、3つの視点で分類をしましたが、それぞれがどれだけ重なっているかというような分布の様子を一緒に入れております。大きく変わったところはそれだけです。

《質疑応答》

(原田委員)

- ・今回の小学5年生及び中学2年生を対象としたアンケートに関しては、一方で市のほうから提出された不登校の児童生徒に関して人数が相当増えているという報告がなされていることを見ましても、不登校としてカウントされている子どもたちに対しては、このような調査がアンケートとして届いているのかという話を前回お聞きしたと思うのです。それについては、それぞれの学校の対応に委ねられているというニュアンスでお聞きしましたが、そのあたり、分析をする過程で、そもそも対象者の手元にどの程度配付が届いている状況なのか、また、そういったものが、何らかの分析をする過程で、1つの課題として取り上げられているのかどうか、その点について、改めてお聞きをしておきたいと思います。それ以外、今後これを生かしてどう周知していくかという話をさせていただきたいと思います。

(事務局)

- ・正直、学校に委ねている部分がございますので、申しわけありませんが、その点については把握してございません。ただ、今は不登校だけど学校に行きたいというようなご回答も何人かいただいておりますので、全員に届かなかったということではないと考えております。
- ・ヒアリング調査におきましては、不登校のお子さんに学習支援をしている方ですとか、教育委員会等からも、人数が多くなっているという情報は得ております。特にヒアリング調査の中では、不登校のお子さんについて、ヒアリングを受けた方については、皆さんウエルカムというか、どういった子でも受けとめるところあり、不登校の子も来れます。ここに来ると、学校に行けるようになった子もいますというようなお話も伺っておりますので、不登校のお子さんに対する支援は何らか必要であるというような認識はこちらのほうでも持っております。

(原田委員)

- ・今の点については、これ以上ではないのですけれども、そうしますと、実態調査の結果が今回こういう形で出たということで、これをどう生かしていくのかというところの質問をさせていただいてよろしいでしょうか。これはかなりボリュームもありますし、まとめるだけで相当の労力がかかったと思います。さまざまところにヒアリングをすることで、重層的な分析に役立つ資料が出たことは大変ありがたいことだと思っています。そうすると、今後これをどう生かしていくのかといったところで、4月以降、新しい展開、どうい

う事業として生かしていくのか。その際に、もちろんこの結果が出たことがホームページなどで報告をされると思うのですけれども、ボリュームがあつて、逆に言うと、それをいきなりポンと出されても、一般の市民の皆さんにとって、この中から一体どういうものが見えてくるのかというところが、なかなか捉えにくい部分はあるかと思うのです。余り変に抽出しても、いろいろな公平性だ何だと難しいのでしょうかけれども、この結果を受けて、今の藤沢市の子どもたちの置かれている状況をどのように評価しているのか、この結果から見えてきたものは一体何なのかというところを、公式とは言わないまでも、分析をした側としての見解ですね。取りまとめをいただいた受託者の方も来ているようですし、ほかの自治体の調査もかなり多くされているとお聞きしていますので、藤沢市の子どもたちの状況が、ほかの地域の子どもの様子と、一体どこにおいて、違いなり特色、傾向なりが見てとれたのか。形式は問いません。感想でも構わないので、お聞かせいただけると大変ありがたいと思います。今後これを市民に対してフィードバックといいますか、どのように報告をしていくのか、その辺についても、あわせてお聞かせいただきたいと思います。

(事務局)

・こちらはもちろん結果の報告をするだけではなくて、来年度、実施計画を立てていくことになってまいります。実施計画を立てていく中で、そこで具体的な施策に結びつけていくには、もう少し詳細な分析等が必要であるという認識は持っております。その中で具体的に今の藤沢市の子どもたちの状況、苦しい状況に置かれている子どもたちについては、こういう状況にあるということを考えていく、もう少し分析をさせていただきたいと思っています。大変恐縮ですが、ここで個人的な感想を申し上げる立場におりませんので、市としては今後もう少し詳細な分析をかけた上で、どういう状況になっているということをご報告させていただきたいと考えております。今後、市民の方への周知として、ホームページにも載せてまいりたいと考えております。あと、これはかなりボリュームがありますので、概要版を作成したいと考えております。もう少し薄いものになるかと思っております。そちらをもって、できれば地域のほうにお邪魔してご説明をさせていただいて、ご意見をいただきたいと思っておりますし、最終的なところではパブリックコメントもさせていただきたいと思っておりますので、そこでご意見をいただければと思っております。

(増田委員長)

・今、概要版というお話が出ましたが、どんなに時間のある方でも、この厚い冊子を最初からずっと読み込むというのは、特別な方以外はなさらないという中で、概要版をどう提示するかというのは大変重要なことだろうと思います。その概要版について、このあたりをしっかりと強調しながら概要版の作成について検討が既に始まっているのかどうか、村井委員、どうなのでしょう。

(村井委員)

・概要版につきましては、まだこれから検討ということになりますが、全体を網羅した形で、分析、要旨というあたりは当然載ってくるかなというところですね。後半のクロス分析などをして、特徴的なところだとか、逆にこういったところは載せていただきたいとか、こういうものを見たいというご意見があれば、それも頂戴できればありがたいかなと思っております。

(増田委員長)

市のほうで各課長さんが委員としてご参列いただいておりますが、今回の報告書の中で、いろいろと関係のある、この部分は強調していく、あるいは、具体的なものにつなげていくというようなことがそれぞれの課の中でございましたら、ご発言をお願いしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。福岡委員、何かございますか。

(福岡委員)

・まだ特に、これから調整していくということです。

(田淵委員)

・まだ全てを読み込んでいるとは言えないですけれども、要保護児童対策地域協議会というのがございまして、その認知度というか、その辺が、私としてはもう少し浸透しているのかなと思っていたのですけれども、このヒアリング調査結果の報告書を拝見すると、内容とか、どういったことをしているところなのかというところを、関係機関にもう少しお知らせする必要があるのかなということは感想として思っております、今後役立てたいと思っております。

(金子委員)

・私どもでもまだ具体的な検討をしておりますが、むしろ概要版ができたときの活用方法について、特にヒアリング調査のときには、法人立の保育所も含めた様々な団体にご協力をいただいているわけですので、そういったところへのフィードバックも含めて、活動団体さんにどのように活用していただけるのか想定しながら、今後検討していきたいと思っております。

(岩田委員)

・私どもの課では、まずひとり親になった場合、こういったときの経済的援助を初めとしました相談の一義的窓口になっていると思っております。市民の方が事情によってひとり親になったときに、まず最初に相談に来るのはうちの課だと思っておりますので、そのときに、適している部署、所管している部署に間違いなく漏れなくつなぐことが大切だということを再認識いたしました。また、医療に対する希望とか、児童手当、そういったことに対する要望も、アンケート調査結果報告書、ヒアリング調査結果報告書に書かれていますので、経済的な支援を初めとしまして、漏れがない適切な誘導といったものをしていかなければいけないと改めて感じているところです。

(阿部委員)

・今回、数値的な集計、それからクロス集計等あるのですが、もう1つのヒアリングのほうで、私どもの課の保健師から話を聞いていただいているかと思えます。このヒアリングの内容は、数値的なところを補完するものだという事でお伺いしておりましたけれども、ヒアリングと集計の数値との合致というのでしょうか、もしくは合致しない部分がクローズアップされてくると、私ども母子保健のほうは妊娠期からずっと支援をしているわけですが、そういうところに結びついていくのかなと思っておりますので、そういうところで活用していければと考えております。

(加藤委員)

・私ども青少年課といたしましては、放課後、休日の過ごし方ですとか、日常生活の過ごし方、こういったところを参考にさせていただきながら、施策のほうに反映できればいい

など思っております。

(榊居委員)

・報告書をまとめていただいて、私のほうもできる限り目を通させていただきました。まだ読み込めてないところはたくさんあるのですが、やらなければいけないことが大きく2つ見えていると思うのです。1つは、居場所づくりです。自分の居場所がない。一番ほっとできるところが家ではない、また、学校でも自分の居場所がないという子どもに対して、その子にとっての居場所というものをどうやって保障していくのか、そこが1つ。それは多分子どもだけの問題ではないので、周りにいらっしゃるご家族の方、周囲の方も含めての居場所づくりということになると、また多岐にわたるわけですがけれども、そのような居場所づくりというものが1つ。もう1つは、自分の将来や未来に肯定感が持てないという方が、これだけいらっしゃるという数字が出ています。その子どもにとって、そのご家族にとって、藤沢が安心して子育てできる場所であるということ発信するということで、自己肯定感というものを1つ視点にしながら、自分も頑張れば未来が開かれるというふうな視点でもって、どのような支援ができるのかというところ、やはりこの2つの視点を外しての施策はないのかなと思っております。一応感想です。

(東委員)

・私もアンケートをそんなに読み込んだわけではないのですがけれども、居場所づくりというところでは、やはりもっと身近に誰でもスッと行ける場所があればいいんだなとすごく思いました。ヒアリング調査のところでも、居場所づくりで、不登校の子もそういうところへ通っていけば、何となく気持ちが開いていって、学校に戻れるようになる、何かそういう報告書が出ていたので、やはりそういうところが身近にもっといっぱいあればいいなとは思いました。居場所はNPOやボランティア団体で結構やっているのですが、お金のかかることがいっぱいだなとこれを読んで思ったのですがけれども、そこに公的な支援がもっとあれば、そういうところをもっと身近が増えていくのではないかなという感想を持ちました。それと、親支援。子どもの問題は、不登校とか、それこそ自己肯定感とか、学習意欲とか、そういうのがいろいろ出てきているのですがけれども、それはやはり親がかかわって、親の困窮度が高いとか、親自身に問題があるところの子どもたちが、やはり高い率で不登校になり、そういうところが出ているというのがここに出ていたので、親支援というところともっともつとつながって、ちゃんとした形になっていければ、そういうことも少なくなっていくのではないかなという感想を持ちました。

(梶ヶ谷委員)

・この調査に当たってヒアリングをした中で、放課後児童クラブというところではうちのほうも協力をさせていただいていますが、困難を抱える児童とか、親に問題があったり、参加したくても、いろんな障害があってそこに参加できない子どもというのは、確かに多く見受けられます。そんな中で、こういう調査をした結果として、各部局が細かい施策に反映していくことも必要だと思いますが、こういう結果が出たからには、先ほど事業計画の策定という話がありましたけれども、やはり対象者は何なのかとか、そういうところを定めて、具体的な事業計画を考えていく必要があるのかなと思います。私のイメージでは、今国が進めている若者応援プロジェクトとか、そういったところとこれが直結するのかなというイメージですが、ぜひそういうところをお願いしたいと思います。

(石川委員)

・何をするにもお金がかかるとは思うのですけれども、その予算的なものがどうなっているのかなというのがまず気になっているのと、あと、藤沢市には、地域の縁側というのがいろいろな地域にあると思うのですが、そこでの子どもの受け入れとか、居場所づくりとしての工夫というか、そういったものがあるのかなというふうに感じています。

(都丸委員)

・先ほど吉原さんのご説明の中とか、村井さんのご説明の中にも、それぞれの立場の方のご意見をいただけたらということがありましたけれども、そもそもこのアンケートが昨年の11月ぐらいに実施されて、私は地域にいながらにして、アンケートに答える側に近い場所にいたと自覚はしているのですが、アンケートに答えてくださっているパーセンテージの高い5歳児の保護者とか、そのあたりの人たちにとっては、このアンケートの結果に対してどういうふうな対応が我々に戻ってくるのだろうかというようなことを期待していると思うのです。吉原さんのご説明の中でも、村井さんのご説明の中でも、どういった意向で分析をしていくとか、実際の対応策についてつくっていくということをいろいろな場面で言われると、当初のアンケートの目的が動いてきてしまいはしないかということを感じました。なので、このアンケートをする最初の意義が揺らぐことのないように進めていくということも非常に大切ではないかなというふうに感じましたので、お伝えしたいと思いました。

(増田委員長)

・今、各委員から、またきょうご欠席の委員からも積極的な意見があれば確認をしていただきまして、そして皆様方がアンケートに答えるというのは、かなりエネルギーを要することです。特に今回、評価できるのは、量的な研究調査と質的調査の両面から、今回の調査に取り組んだということにあるかと思います。量的、質的、ともに行ってきた結果を、きょうも委員の一致したところは、やはり居場所をつくっていく。居場所づくりのあり方は、さまざまな見地から検討しなければいけないでしょうし、特にきょうの委員会、これまでのこの委員会の中でも、当事者である全ての子どもを対象とするのが、この新制度の大きな目的であるわけです。そういう中で、当然のことながら、子どものこと、そしてさらにはその子どもの背景にある保護者を中心に、家庭をも含めてということで、なかなか大変な取組になるかと思いますが、ぜひお1人お1人のいろいろな思いを大切にしながら、そして大きな目的に向かってということをお忘れないように取り組んでいただければと思います。

(栴居委員)

おまとめになっていただいてから申しわけないのですけれども、1つだけ意見というか、質問も込みですが、これを受けての対策については、子育て企画課さんが立案されていくという方向でしょうか。そこが私は前々からちょっと気になっていたところで、結局、今この貧困の実態を全体として知ることは、とても難しいことだと思うのですけれども、少なくともどこか現場を持ってないと、全部あなた任せになっちゃうという気がしています。だから、1つ1つの対策をどうするかということも必要ですが、そこがハブになるところか、どういうところかわかりませんが、1つ居場所というものを運営しながら、

その意見を吸いながら問題を共有していかないと、どうしても何か立案していても絵に描いた餅になってしまうような気がします。恐縮ですが、その辺のことについて、どんなふうに進んでいくのかをお尋ねしたいと思います。

(事務局)

・所管課といいますか、こちらの計画自体は、もちろん取りまとめにつきましては、私も子育て企画課のほうでさせていただきたいと考えておりますけれども、実施していくのは、子ども青少年部だけではなくて、教育部と福祉部等々、ほかの部局につきましても、それは主体的に業務を進めていくこととなりますので、計画の取りまとめはいたしますけれども、各部課が、自分ごととしてというか、自主的というか主体的に業務を進めていくと考えております。今のところ、こちらのほうも事務局は子ども青少年部だけになっておりますけれども、再三、何度か聞かれてはおりますが、そういった現場を持って実際に施策を進めているほかの部課につきましても、事務局としてこちら側に座ることを予定しておりますので、委員のご懸念の絵に描いた餅というか、絵だけを描いて実際には進んでいかないというふうにはならないようにしていかなければなりませんし、そのつもりで進めていく予定でおります。

(榊居委員)

・そのためには、どこが最終的にその居場所づくりについて責任を持つのか、どこがこの報告書を最終的に受けとめて対策を立てていくのかという、最終的に施策を進めていくところをちゃんと明確にしていかないと、申しわけないけれども、絵に描いた餅になりやすいかなと私は思います。改めてそのところは、ここから先、本当に広過ぎて把握がしにくいからこそ、そういったところをつくっていかなければいけない。せつかくこれだけつくっていただいた報告書が無駄になってしまわないように、藤沢市の子どもたちのために本当に役に立つようにしていっていただければというふうに切に思います。

(原田委員)

・先ほどの評価や、今言われた点についても、榊居委員と全く同じ意見です。加えて1つだけですが、先ほど課長としては、個人的な見解は差し控えるということだったのですけれども、子どもたちの苦しい現状という表現をされましたので、一体ここから何が見えてくるのかということについて、やはりまとめた側が、そういう評価をきちっとする。評価をしたからには、では、それをそのまま放置しておくのかということになる。やはりこれはあくまでも評価に至るデータであり、その明確な評価、どう捉えたのか、どう受けとめたのかということが、どこかの段階で明確にされることが必要ではないか。先ほど榊居委員が言われたように、私も一言だけで言えば、自己肯定感がこんなに低いのかと。これは衝撃でした。でも、じゃ、こういった事実をもし認めるのであれば、これを放置していくことはやはり許されないと考えていますし、このアンケートをとった責任を果たしていくにはどうしたらいいのかということだと思っております。その辺、今の段階で課長としての見解が出せないにしても、課長レベルなのかはともかくとして、これをどう捉えたのかという評価を、やはり市としてあらわしていただきたいと思います。そういう意味で言うと委託を受けた側で、そんなに責任を求めるわけではないので、もし雑駁な感想レベルでもお聞かせいただけると参考にできるかなと思うので、よかったらそれだけお願いいたします。

(実態調査の受託者)

・本当に雑駁なお話になってしまうのですが、今回この調査をさせていただいて、もともとは子どもの貧困ということで、経済的な視点というところで調査のお仕事をいただきまして分析をしていったわけですが、実際、中を見ていくと、いわゆるお金の収入が低い方というのは、藤沢市において、回収率の問題もあったかもしれませんが、それほど高くなかったということが1つわかりました。一方で、これはクロス集計で追加させていただいたものですが、子どもの養育の要因ということで、子育てにつまずいていらっしゃるご家庭ですとか、お子さんのほうに何か影響が出ていたり、いわゆる虐待に相当するようなことを経験として受けている、そういったお子さんは意外と多いというのが実態としてありました。今回クロス集計をそういった形でさせていただいたのは、経済的な要因もとても大切ですが、子どもが置かれている状況というところを見ていくと、やはり先ほど自己肯定感というお話もありましたし、子どもの育ちを、経済的な要因に限定せず、全ての子どもたちに届けていくというのが藤沢市にとってはとても大切なことなのではないかというのが、私どもの分析をしていて感じたことです。

(増田委員長)

・今とても重要なことをおっしゃったかと思います。ここで言うまでもなく、子どもたち、またかなり年齢の高い人も含めて、日本は他の国々に比べて自己肯定感が低いということが長年にわたって言われ、特にここ何年かはそのことが強く言われているわけです。その背景として、もちろん経済的なことも1つの大きな要素ではあるわけですが、むしろ本当にその育ちのさまざまな環境、人間関係、こうしたものが深くかかわっていくのだと思います。そういうことが今回の調査によって、冒頭に原田委員から、答えてくださる方の対象者が限定されているとか、こういった調査をするときにはどうしてもいろいろな課題はあるわけですし、そういったさまざまな条件を考慮した上で、今後のあり方をより具体的に考えていくということで、きょうの皆様方の心からの思いを、具体的な施策に生かしていただければと思います。

## (2) 特定教育・保育施設の利用定員の設定について

(事務局)

・子ども・子育て支援法第31条第1項の規定に基づきまして、本市が認可定員の範囲内で認定区分ごとの利用定員を定め、給付対象施設・事業となることを確認することとされております。その中で、新たに開所をする特定教育・保育施設の設置者から、確認の申請書を受理しましたため、利用定員を設定するものでございます。利用定員の設定に当たり必要な手続につきましては2つございます。まず1点は、この子ども・子育て会議での意見を聴取しなければならないこと。もう1点が、都道府県知事への事後届けをしなければいけないこととされております。具体的に申請がありました施設からの詳細を確認していきます。資料1、1番から3番の保育園につきましては、今年度の認可保育所公募によって選定された保育園になります。いずれも認可定員が64人となっております。資料の一番下、関係法令の一番最後の文章になります。藤沢市利用定員の設定における運用基準、こちらが昨年4月1日から運用開始した基準でございます。開所から1～2年間について



は、3歳児から5歳児を中心に認可定員が充足されないという問題がございまして、運用を開始した基準でございまして。毎年4月入所における2次審査後の入所児童数と認可定員数との間に20人以上の乖離があった場合、入所児童数に10人を加え、その下1桁を切り上げた数字を、利用定員として設定するとしております。これに基づきまして、1のさくらうみ保育園の入所状況が46、ニチイキッズが52、湘南台よつば保育園が46と、いずれも認可定員に対して20人未満の乖離でおさまっておりますので、この3園につきましては、原則どおり認可定員の64に対し、利用定員も64と設定したいと考えております。4番のしんめいはじめ保育園、5番のグリーンキッズ湘南村岡でございまして、こちらはいずれも既存の分園から、来月、4月をもって本園化をする保育園でございまして。いずれも認可定員は90でございまして、4番のしんめいはじめ保育園につきましては入所状況が68、グリーンキッズ湘南村岡が53と、いずれも20人以上の乖離がございまして、先ほどの運用基準に基づきまして、しんめいはじめ保育園がマイナス10の80、グリーンキッズ湘南村岡がマイナス20の70と利用定員を定めたいと考えております。

・幼稚園につきましては、従来、私学助成を受ける幼稚園として設置運営を行ってまいりました鶴沼めぐみルーテル幼稚園とみくに幼稚園が、平成31年4月から施設型給付を受ける幼稚園へ移行する予定となっております、それぞれ記載の利用定員を設定するものでございます。なお、鶴沼めぐみルーテル幼稚園に関しましては、現在、入所状況が利用定員を上回る状況となっております、今後入所児童を調整していく予定となっております。また、みくに幼稚園が、認可定員に対しまして利用定員が少なく設定しておりますのは、幼稚園が私学助成から施設型給付を受ける幼稚園へ移行する際には、実情に応じて利用定員を定めることができるとされておまして、ここ数年の園児の入所状況を鑑みの中で、記載の利用定員を定めているものでございます。

《質疑応答》

(桝居委員)

・無償化に絡んだ質問で、特定教育・保育施設という新制度に入っていないところについて、今度の1号認定を受けるところについても、無償になる金額というのは、同一ということでお考えになっていらっしゃるのかどうか、そこだけお尋ねいたします。

(事務局)

・施設型給付を受けない、新制度に移行していない私学助成の幼稚園につきましては、2万5700円を上限に無償となる。これは国の制度で決まっておりますので、2万5700円までが無償の対象となります。一方で、新制度の幼稚園につきましては、最大であっても2万5700円というのが保育料の上限でありますので、合わせまして2万5700円が今回無償の対象になるということでご理解いただければと思います。

(桝居委員)

・そうすると、藤沢市の幼稚園の授業料は、たしか2万4000円というのがどこかに出ていたと思いますが、逆に言うと、そこまでは上げられる、2万5700円までは値上げができることになるということではないんですか。

(事務局)

・今回2万5700円が無償化の上限ではありますが、無償化をするからといって、安易に保育料を上げるということは一方で好ましくないと考えております。ただ、幼稚園

も経営の問題がありますので、こちらのほうでは何とも言えないのですけれども、いろいろなところから、無償化を機に余りにも極端な保育料の値上げについては控えるようにという事は言われておりますので、幼稚園のほうにはそういったことについてはお話をしていきたいと考えております。

### (3) 幼児教育・保育の無償化の概要について

(事務局)

・資料2、前回の会議でもご質問をいただきました幼児教育・保育の無償化の概要につきまして、現段階で国が示しております内容を簡単にご説明させていただきます。なお、今回、国におきまして、関連法案の改正が行われることや、制度の詳細部分におきまして、現在もまだなお検討中とされていることがあるため、本市としての制度設計が十分に行えておらず、本日ご説明させていただきますのは、あくまでも国の方針の概要でございます。また、本年2月の藤沢市議会子ども文教常任委員会において、同様に報告させていただいていることから、その際の資料を用いましてご説明させていただきます。(1)「趣旨・目的」でございますが、幼児教育・保育の無償化は、子どもたちに対して幼児教育の機会を保障するとともに、少子化対策の1つとして、子育て世代の経済的な負担軽減を図るため、平成31年10月から開始されるものでございます。(2)「対象者等」でございますが、「無償化の対象者は、3歳から5歳の児童、及び0歳から2歳の住民税非課税世帯の児童」で、幼稚園や認可保育所における保育料が無償となるものでございます。また、認可外保育施設等を利用する対象児童につきましては、当該施設が多様化する保育ニーズに対応し、認可保育所等の代替的・補完的役割を担っていただいている現状を踏まえ、利用者に保育の必要性が認められる場合には、無償化の対象となるものでございます。なお、図表1につきましては、対象者の世帯の状況や利用施設などに応じた「無償化の具体的なイメージ」となっております。2ページ、(3)「対象範囲」でございますが、無償化の実施におきましては、対象児童が主として利用する施設に応じて、図表2のとおり、無償化の対象範囲となるサービス等が異なっております。3歳から5歳の児童が利用する場合を例に具体的にご説明いたしますと、一番上に記載の幼稚園を主として利用される場合、保育の必要性の有無にかかわらず、保育料として毎月支払う基本サービス分が無償、または月額2万5700円までが無償化の対象となり、さらに保育の必要性がある場合に限り、幼稚園の預かり保育などの併用サービス分が別途、月額1万1300円まで無償化の対象となるものでございます。また、中段の認可保育所につきましては、保育料として毎月お支払いいただきます基本サービス分は無償となりますが、延長保育などの併用サービス分は無償化の対象外となり、現行と同様に、実費として利用料を支払う必要があるものでございます。さらに一番下の認可外保育施設や一時預かり事業などを主として利用する場合につきましては、保育の必要性がある場合に限り、基本サービス分の保育料と、延長保育やほかの認可外保育施設等の併用サービス分に係る費用を合わせて、月額3万7000円までが無償化の対象となるものでございます。(4)「給付等の方法、財源措置」でございますが、対象児童の保護者への給付等の方法につきましては、利用施設等に応じて異なっております。まず、子ども・子育て支援新制度の対象でございます施設型給付を受ける幼稚園や認可保育所を利用する場合につきましては、無償化の実施に伴い、保育料を支払う必要がなくな

ります。一方、いわゆる私学助成の幼稚園や認可外保育施設等を利用する場合につきましては、原則、現行と同様に、利用料を一度支払う必要がありますが、その実績等に応じた費用を保護者または施設に給付することとなります。また、無償化の実施に係る費用の国と地方の負担割合につきましては、公立保育所は市町村が全額負担することとなり、それ以外の施設につきましては、原則、国が2分の1、都道府県と市町村が4分の1ずつ負担することとなります。3ページ、図表3につきましては、無償化の実施に伴う給付等の方法や財源措置に関する対象施設別の方針をまとめております。今回の無償化に伴いまして、今まで市の負担がなかった幼稚園の預かり保育や認可外保育施設等の利用に対して、個人給付あるいは施設への補助が新たに生じることとなります。下段、(5)「その他」としまして、無償化の実施における手続などの取り扱いに関する主なものをご説明いたします。ア「施設等の利用に係る認定の必要性」、無償化の対象となるためには、これまで子ども・子育て支援法に基づく認定を必要としなかった幼稚園や認可外保育施設などを利用する際にも認定が必要となるものでございます。イ「食材料費の取扱い」について、幼稚園及び認可保育所における食材料費につきましては、現行制度におきましても、実費または保育料の一部として今まで保護者が全額負担してきたことから、無償化の実施に当たりましても、実費として保護者が全額負担することとなるものでございます。また、認可外保育施設等につきましても、この考え方に基きまして、食材料費に相当する費用は保育料と区別され、無償化の対象外となるものでございます。4ページ、2「本市の施策・制度設計に向けたスケジュール等」でございますが、無償化の実施に向けた国の方針等に基づき、対象施設などの現状や、現行制度における課題等を検証し、また、他市町村の取り組みなども参考とさせていただきながら、本市としての制度設計を行ってまいります。その方針案につきましては、6月の市議会定例会の子ども文教常任委員会において報告することを予定しておりまして、その後、事業者向けの事務説明会の開催や保護者向けに制度の周知、案内を行っていく予定でございます。また、無償化に係る事業費につきましては、9月の市議会の定例会におきまして、場合によっては補正予算議案を上程する予定としております。

《質疑応答》

(梶居委員)

・今、国の方針、その他概要を説明していただいて、この間の過程を見ていると、全国市長会のほうで、とにかく周知の期間が短過ぎて、事務もとても大変だから、2020年度からにしてくださいという要望も出していたのに、この秋口からということになって、市の方も本当に大変だと思うのです。1つ、一番先に聞きたいのは、さっきの給食費、要するに食材料費の取り扱いのところですか。実際に無償化と言いながら、食材料費を取られることによって、負担が増えるようなことは、やはり私としてはおかしいと思うのです。そのようなことになりそうな可能性のある方が、今、市としてどのくらいいるのかとか、そういうこともあり得るのかということをお尋ねしたいと思います。あと、副食費については、我々、認可保育園は委託を受けている立場で、保育の実施義務で、副食は出すよというので委託を受けているわけですから、その義務を果たすところについて、徴収は全て園任せということが果たして好ましいことかどうか。また、所得によって金額が変わるなんということになると、1人1人金額が全然違うみたいなことになり、家庭ごと、

または子どもごとに、先ほどの貧困の話じゃないですけども、保育園に来づらくなるとか、そういうことがないようにしなければならないと思うのですが、そのところをお尋ねしたいと思います。

(事務局)

・委員ご指摘のとおりでございまして、我々事務局といたしましても、この食材費については一番頭を悩ませているところでございます。まずは今ご指摘のとおりになるか、数字的な把握はまだできていないですけども、当然無償化によって今の保育料を超えるような金額になってはならないというふうには感じております。今、国が主食費が3000円、副食費が4500円という数字を出していますけれども、この世界に古くから従事されている方からは、4500円の根拠も定かでないということを知っておりまして、この4500円が妥当な数字かどうかというのもございます。一方で、民間の保育園のほうからもいろいろご意見等を頂戴していますけれども、公立保育園とのバランスと申しますか、そういったものも当然必要になってくるかと思えます。もう1つ、保育の中で一番大きなところは、いわゆる受託児童、委託児童と申しまして、藤沢市のお子さんが市外の保育園を使っている、あるいは市外のお子さんが藤沢市の保育園を使っているということもありますので、市町村間で金額の設定に大きなばらつきがある。これも非常に課題が生じることだと思っております。その中で、今この給食食材費につきましても、我々の中で、一律にした場合とか、傾斜配分をつけた場合とか、あるいは、幾らでやった場合についてできるのか。また、食材費ですから、余り安過ぎても回っていかないですし、そうかといって、高く設定してしまえば、先ほど来からの無償化というような意味からはちょっと離れていってしまう。もっと申しますと、今保護者の方に、保育料の中に給食費が入っているという実感が果たしてあるのかどうかというところが一番疑問であります。もちろん施設の方のご協力もそうですし、保護者に対する理解を求めていく、これが我々にとって一番の課題というふうに考えております。いろいろなご意見を頂戴するのですけれども、これからは民間保育園の方たちとか、公立保育園も含めまして、藤沢市としてどのような食材費の費用設定をしていくかということは、今後もいろいろと調整をさせていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

(桝居委員)

・先ほど言いましたように、市の方も大変だということは重々承知しているのですが、スケジュール的なもので言っても、6月ぐらいにならないと、金額のことについても何についてもはっきりとしたことは出ない。10月からといって、本当に10月からやるとなると、7月、8月、夏は結構休みも多いので、周知とかそういったことについてはとても厳しい。そうすると、小学校でも給食費の滞納みたいな問題も多くあると思えます。公定価格から引かれちゃうという話もありますので、とても深刻な問題だと思っています。公立保育園では、今のところ、保護者の方への周知とかはどのようにされているのでしょうか。

(事務局)

・周知につきましても、公立、それから法人立の保育園につきましても、市側から、こうなりますよというような周知については特に行っておりません。保護者の方については、インターネットとか、そういうようなところで、3歳から5歳になると保育料がかからなくなるくらいの感覚なのかなというふうには捉えております。時間がないということは

我々も非常に痛感しております、その辺を早く設定しまして、できるだけ早期の周知に努めていきたいと思っておりますけれども、先ほどの話でも、市の中でも、公立と民間との調整ですとか、あるいは他市町村との受託、委託のこともありますので、そういったものが今、県下の課長会議等でも話題になっています。そういったことの調整を踏まえまして、とにかくできるだけ早いうちに、施設の方も含めまして調整させていただいて、外向けに発信ができればいいかというふうに考えております。

(増田委員長)

・無償化に伴いまして、ある県のある市においては、無償化ということ、予測の中で、早くも市の助成金を多くするという事で、保育園のニーズがかなり高まった。そういった中で、無償化に伴って入園を希望する数の動向について、どのような予測をされているのか。減ることは考えられない。増加していく中で、それに対してどのような対応を考えているのか。そのあたりをお聞きしたい。また、現在においても、保育士、保育を担う方の不足、その対応が大変難しいと言われている中で、ニーズが高まったときに、どのような対応を考えていらっしゃるのか。そして、最も市がやりにくいのは、国がきちっとした対応策を明確にしていけない状況の中で、いろいろ具体的なことを考える。そういう今の状況の中で、しかし、これは何らかの形で確実に行われるだろうというところで、今の段階でお考えになっていらっしゃる事、取り組んでいらっしゃる事をお話しくだけさいませ。

(事務局)

・いろいろなところからご意見をよく頂戴するのですが、この無償化に伴って保育ニーズが増えるのではないかと。実際に保育ニーズが増えたという市町村もあったというふうにも伺っております。また、政令指定都市や待機児童の多い市町村は、この無償化による保育ニーズの増加に対しては大変危惧をしている。一方で、3歳から無償化ということで、今、藤沢市の場合は待機児童が低年齢児に多い。要するに、3歳を待たずに、1歳ぐらいから入りたいというお子さんが非常に多い。また、3歳以上になると、現在においても、9割以上が認可保育園か幼稚園を既にご利用いただいているということで、保育園のニーズがどれだけ今後増えるか、今、判断が非常に難しい状況です。次期の子ども・子育て支援事業計画を策定する中では、利用実態調査というか希望調査をこれから保護者向けにさせていただきますが、そのアンケートの中には、無償化であればどういった施設を利用したいとか、そういう無償化を前提とした項目等もあります。そういったところのアンケート結果なども、こちらで十分に状況を確認しまして、保護者がどこに重きを置いているのかということの的確に捉える中で、今後の施設整備ですとか、あるいは既存施設の、もちろん幼稚園さんのご協力も不可欠でありますので、そういったところへの協力等を求めていきたいと考えております。

(増田委員長)

・認可外のところで、保育の質の観点から、何か市としてお考えになっていることがあったらお話しください。

(事務局)

・先ほどご説明の中で少し触れましたけれども、認可外保育施設は認可の補完的な役割を担っていただいているというようなところもございます。また、藤沢市の場合は、どうしても認可保育施設に入り切れないというような方が、やむを得ず認可外をご利用されてい

るという方もたくさんいるという実態もございます。そのような中で、国のほうは5年間の猶予を設けて、国の指導監督基準を満たす施設を今回の対象とするとしておりますけれども、私どものほうでも、その5年間の猶予の中でも、保育の質の部分につきましては、従来からも藤沢型ですとか、いろんなどころに対して、巡回、基幹保育園の保育士ですとか、あるいはいろいろな場合で、こちらのほうからも支援をしていっていますので、そこについては引き続き行っていきたいと考えております。また、無償化に伴いまして、今まで対象となっていなかったような施設も、無償化の土俵に乗ってきますので、なお一層そういった保育の質の部分については、市のほうの管理といいますか対応が必要になってくるかと思っております。そこにつきましては、もちろん今後も公立保育園等を中心に、保育の質の部分については支援を徹底してまいりたいと考えております。

(榊居委員)

・今の認可外のところで、直接市町村が全く関与していない施設なども無償化の対象になってしまっているの、その辺は保育の質は、これからとても危惧される問題かなと思っております。これから国と地方のハイレベルの協議の場を検討するなんて国は言っていますけれども、それは何だろうということですが、市の方もその辺はご心配なことも多いだろうと思っております。今回の無償化に伴って、財源措置が全く市町村のほうの負担になってしまいうということ、我々も公立と民間が本当に手を携えて保育所を運営していくということ、今までも再三言ってきましたし、行政がちゃんと保育をやっているといいただかないと、全体としての保育の問題とかそういうのを、今みたいな形で真剣に、これからはずっとやっていたかとは思いますが、現場をちゃんと持っているということと、そうでないということでは、やはりあなた任せになってしまうところ、私はとても心配です。公立保育所は、公的な保育を後退させないということを守っていかなければいけないし、いっただかないと、最終的には質の問題につながっていくと思っておりますので、ぜひそのところはよろしく申し上げます。

### 3 その他

(原田委員)

・先ほども子どもの貧困の問題のところ、保護者、親御さんをどう支えていくか、バックアップしていくかということが委員のほうから出ておりました。昨今、虐待の問題がこれだけ報道される事態になっている。残念ながらきょうは長谷川委員はおられないのですが、中央児童相談所の果たしている役割、あそこは県ですので、この辺を市としてどういうふうなところに協力とか連携をして、カバーをしていくのかといったことが、もう待たなしの事態なのかなと実は思っています。中央児童相談所の虐待問題を所管する担当課の課長さんと先日ちょっと話をする機会がありまして、先ほど委員から言われたように、このような事件がいろいろある中で、ただ罰則を強化するというのではなくて、いかに再犯を防いでいく取組ができるか。再犯を防ぐということは、ケースが減っていくということでもありますが、ただ、それにかかる人手、やはりお金が改めて不足をしている現状を訴えられておりました。市として、今、直面しているその対象者を含めて、県との連携をどういうふうな今後強化をし、またその受け皿としての拡大をどういうふうな果たしていくことが可能なのか。今、子ども全体に自己肯定感が失われている。そこを何と

かしなければいけないというのが全体状況としてある一方で、既にそういう事態に直面している子ども及びその保護者に対するアプローチとしての今後の可能性をどのように展望しておられるのか、その点だけ、1点お聞かせいただきたいと思います。

(田淵委員)

・全国的に児童相談所の虐待の受理件数というのは、うなぎ登りに増えております。一方、国が市町村に対して、子どもと家庭の総合支援拠点をつくってほしいということで、藤沢市も30年度にそれを設置いたしました。児童相談所というのは、ご存じのとおり、介入する権限を持っております。一方の市にはございません。発生した虐待についてはもちろん対応しなければいけないのですけれども、未然に虐待の発生を予防するというのは、やはり母子保健を持っている市町村、それから母子保健に限らず、介入まではいかないけれども丁寧な支援が必要な家庭というのはたくさんありますので、介入が必要な家庭よりもっと市町村が対応しなければいけない件数のほうが多いくらいだと思っております。市町村で虐待相談の対応をするようになったのは十数年前ですが、そのときから変わらず、虐待への対応、予防というのは、県と児童相談所と市町村の役割というのがありまして、確かに児童相談所に市町村のかかわりで十分だというような通告もたくさん入りますけれども、今年度、逆送致という表現をしているのですが、児童相談所が初期対応をして、介入の必要もないといったケースについては、市町村に対応がおりてきています。それはもともとあったのですけれども、正式に文書をもって、市のほうで虐待が再発生することがないように対応したり、神奈川県中央児童相談所と藤沢市におきましては、その辺の役割分担はきちんとできていると考えております。今後、児童相談所から市に対して送致されてくる件数がどんどん増えてくることになったとしますと、市のほうもまた体制を考え直すなど、そういったことは必要になるかと思っておりますけれども、現段階では役割分担がきちんとできている、このように考えております。

(増田委員長)

・これまでも虐待に関して、例えば保育所等が予防的な役割をかなり果たしている。それは保育所に限らず、幼稚園においても、また小学校等においてもそのようなことが言われるわけですが、悲しいかな、最近起きている虐待では、そういったところがうまく機能していないということですね。今お話を聞いて、藤沢市は、児相がこの市内にあるということは大変大きなことだと思います。また、こういった委員会のメンバーに児相の方が入ってくださっているということも大変大きな意味があると思っておりますけれども、市と県とのつながりがせつかくあったにもかかわらず、両方がともに目を離したところで、対応ができないところで、悲しいいろいろな状況が生まれているかと思っております。このことは市だけでできることではなくて、そこにかかわるさまざまな施設や、さまざまな人が、そういう何か組織的なものを今後またつくっていただくことを検討していただければと思います。これまでに起きたことを少なくとも私たちは生かしながら、二度とあのような悲しいことが起きないようにしなくてはいけないと思います。

・ちょうど1週間前に新聞報道で、保育所の待機児のことが出ました。かなり上位のほうに藤沢市というのがあり、括弧書きでいろいろ説明もなされておりましたけれども、やはりこれは大変重要なことだと思いますので、この委員会の中で、藤沢市の保育所待機児の状況についてお話をいただければと思います。

(事務局)

・先日、朝日新聞のほうに載った記事に関しましては、4月の一次審査に関しまして、保育園の申込者と内定者の数が出ておりました。朝日新聞のほうで落選率というのをつくっておられまして、その高い順番にということで、10団体くらい出ているのですけれども、その7番目か8番目ぐらいに落選した人が多いということで載っていた記事になります。確かに申込者数に関しましては、4月の一次の時点で、昨年よりも300名程度増えておりました、入所の数も増えてはいるのですけれども、それが申込者数になかなか追いついていなくて、入っていない方が増えている。4月の一次の時点で1,022人の方が、入所保留と言われる不承諾だった方の人数になります。どこの市町村もそうですけれども、一次の結果が1月の末から2月の頭ぐらいい出まして、もう一度申し込みを受けまして、4月の二次ということで、藤沢市に関しましては、2月の末に通知のほうを送らせていただいておりますが、そちらで追加の申し込みがあり、追加で内定者をお出しします。結局、保留の数が減りませんで、1,022という、4月の一次と同じ数だけ保留者が出てしまっているという状況になっております。また6月ぐらいいなりますと、4月1日時点の待機児童の調査ということで、神奈川県とか、あと国のほうは9月ぐらいいなるのですけれども、報告がありますが、それに向けては、今、新聞のほうに出ている申込者数というのは、今既に保育園に入って、在園している方で、ほかの保育園に行きたいという転園の方も含めての数になっておりますので、そういったところの数字の調整をさせていただいて、最終的な入所保留者数という形で出るものと考えています。ただ、入所保留者数は昨年よりも200名ほど増えておりました、最終的にそういった調整をしても、入所保留者に関しては昨年よりも増えてしまうのかなというところで考えております。先ほど事務局からの話もありましたが、今、申込者が低年齢児の方に集中しておりました、1・2歳児で保留になっている方がほとんどになっております。そちらになりますと、保育園をおつくりしましても、児童の数に対する保育士の数とか、面積とかの制限がありまして、新しい保育園をつくっても無制限にたくさん入れられるわけではない。あと、既存の保育園に関しましても、持ち上がりの方もいらっしゃいますので、なかなかご希望されている全ての方を入所決定という形にすることができないという状況で、新聞にも載ってしまって、お叱りの電話とかも早速いただいたりもしているのですけれども、現在そのような状況で、全国的に見ても保留者数が多い。保留者数が多いというか、朝日新聞は落選率ということで、保育園に入れなかった方が多いという状況になっております。

(増田委員長)

・その状況に対して、たしか市長さんも待機児ゼロを掲げていらっしゃると思いますし、他のいろいろなところでも、断トツ日本一と言われていたようなところが、ゼロにする、あるいはゼロに限りなく近い数値にするというような対応をなさっていますが、藤沢市ではどのような対応を考えていらっしゃるのか、もしわかれば教えてください。

(事務局)

・まず待機児の状況は、お話をさせていただいたとおりです。藤沢市のこれまでの待機児童への対応としては、もう10年目になります。平成21年から取り組みを進めて、定員ベースだけで申し上げますと、この間、約3,400人分の定員拡大を図ってきました。計画にしても、3次の計画を今進めているところでございます。現在走っている直近の計



画は、藤沢市保育所整備計画（ガイドライン）というものの4年目に当たります。ここで当然待機児童対策をしていく上では、どれぐらいの量が見込まれて、それに対してどういうふうに確保していくのかということ計画づけて、この間、取り組んできているわけです。現在のガイドラインでは、平成29年度中に当初の目標の数値については達成をしたのですけれども、残念ながら、それよりも保育所を新たに希望する方の数のほうが伸びが高い状況になっておりまして、結果としては待機児童が解消されないというような状況でございます。待機児童の内訳を見ますと、圧倒的に1・2歳児です。9割だというふうに我々のほうでは捉えております。一方で、4・5歳児には空きがあるというような状況になります。この間、そこを解消していくために、平成27年から国の新たな保育所の制度として、小規模保育事業所という制度ができました。こちらは0から2歳児までをお預かりする施設で、それこそ全国的に低年齢児の待機児童が多いところにフィットした政策ではあったのですが、ここで新たな問題が出てきました。それが皆さんもお聞き及びかもしれませんが、3歳児の壁というものです。小規模保育事業所に入ったのだけれども、その次、3歳以降の行き場所がないという問題も出てきております。直近の藤沢市の取組といたしましては、こういうことを生じさせないように、認可保育所の公募による創設というのを進めてまいりました。ただ、その申込希望者が去年で約200人は増えています。ことしはさらに増ふえて、300人増です。人口ベースで見ますと、0から5歳までの人口が、ここ数年、毎年200人ずつぐらい増えている。転入超過の状況が続いているというようなことも背景としてはあるのだろうと考えております。ただ、低年齢児が足りない。3歳以降が多いというような状況は、今後、認可保育所をつくっていけばいくほど、4・5歳児の空き定員というのは増えてしまいます。ただ、1・2歳児の定員については追いつかないというような状況がございますので、今後の方向性としては、既存の認可保育所のスペースなり資源なりを使う方策を新たに展開していかなければいけないと考えております。そして、まだ絶対量が少ないという状況は、引き続き当面の間あろうかと思っておりますので、認可保育所の新設というの、一定数はやっていかなければいけないのだろうと考えているところでございます。

（増田委員長）

・いろいろ苦勞なさってやっていらっしゃることはよくわかるのですが、子育て中の保護者にとっても子どもにとっても、ちょっと待ってください、そうなったら整備しますからというのでは何もならないわけで、今このときに何らかの形での対応があることが求められると思います。これまでもいろいろな観点から検討なさっていると思いますけれども、例えばそういった流れの中で、幼保一体化施設の認定こども園の構想も、国でも平成18年度から始まり、特に今回の平成27年からの新制度では、そのことも積極的にというふうな対応がなされているわけです。都市部で待機児童が多いところでは、その進展もなかなか難しい点がたくさんあろうかと思いますが、そのあたりの検討もなさっていらっしゃるのでしょうか。

（事務局）

・認定こども園の部分ですが、今ご指摘がありました幼保一体型の認定こども園というのが、幼稚園と保育園が同じ程度の定員で、一体化した施設ということで、待機児童の解消にとっては一番効果的な施設であるということはこちらのほうも捉えております。しかしな

がら、今、増田委員ご指摘のとおり、都市部では幼保連携はなかなか進まない。また、藤沢市の場合は、公立の幼稚園等がありませんで、幼稚園が認定こども園に移行する場合は、幼稚園型の認定こども園といたしまして、幼稚園が保育の部分若干担うという形になりますので、そういったものについては、低年齢児の部分を支え切れなないといひますか、そういったような課題も生じております。また、保育園のほう幼稚園の部分担っていくというように、今の待機児が多い藤沢市にとっては、それもなかなか進まないということも生じております。以前この会議でも、認定こども園化が進まないというように、たくさんご意見を頂戴しているのですけれども、やはり今の藤沢市におきましては、幼保連携型の認定こども園というよりは、当面、待機児が多い認可保育所といひますか、保育園児のほうにスポットを当てた施策のほう、まず優先的にといひますか、進めていかざるを得ない状況というふうにはなっております。ただ、3歳まで待てるといひますか、保護者の方とか、あるいは2歳児でプレ保育をやっているような幼稚園の方たちにつきましても、2歳の途中とか、3歳になったら、幼稚園でもいいかなと思えるように、例えば幼稚園のほうにつきましては、預かり保育の充実ですとか、そういったものをこの間もずっとお願いしてきています。保育園だけではなくて、幼稚園も選んでいただけるように、働いていても幼稚園のほうを選べるように、幼稚園側に対しても、行政のほうからいろいろお願いはしているところですので、そういったところも含めまして、認可保育所の増設と、既存の施設のいろいろな利用の拡大というように、主眼を置きまして、待機児童対策のほうは今後も進めていくのかなというふうには感じております。

(増田委員長)

・今回やはり新聞報道であれだけはっきりと提示されたときに、市民が不安にならないように、ホームページとか、さまざまところで、市民に対して説明をしていくことが求められるのではないかと思いますので、これも検討していただければと思います。

(阿部委員)

・子ども健康課では、皆さんご存じのとおり、妊婦さんに対して母子手帳を配付しておりますが、その中で父子手帳というものを一緒に配付させていただいております。実は藤沢市では、平成20年に父子手帳というものを導入して、母子手帳と一緒にお配りをさせていただいているのですけれども、今回11年ぶりということで、4月1日の配付からなるのですが、今お手元のほうに回覧でお返しさせていただいていますように、黄色い表紙の「ふじパパのキュンとする子育てブック」ということで、今回こちらのほうを新たに作成いたしました。以前つくりました父子手帳につきましては、妊婦さんはこういう状態ですよ。例えば何カ月するときには、つわりが来て大変なのですよ。子どもが生まれたらば、こういうお手伝いをしなければいけないよね。そういういわゆる知識の詰め込みといひますか、言ってしまうと、上から目線みたいな感じだったので、平成20年当時から、時代が10年流れまして、いわゆるイクメンという言葉も大分定着をしてきているところがございます。その中で、今回リニューアルをさせていただきまして、前の父子手帳の、押しつけみたいな形ではなくて、妊婦さんとどうやってつき合って、どういうふうな楽しいマタニティライフをお父さんも一緒にやっていけるのかな。子どもが生まれたときには、どういうことをすると、お母さんが喜ぶのかな、赤ちゃんが喜ぶのかな。泣きやまないときは、こうしたらいいよね。そういう視点から、今回いわゆる父子手帳のリニュー

ーアルをさせていただきました。藤沢市観光大使のつるの剛士さん、あの方も藤沢にお住まいで、お子さんが何人かいらっしゃる。今回、先輩パパからということでご意見、それからイラストもいただきまして載せさせていただいております。また、この間に父子手帳を手にとられた方からいろいろなご意見をいただいております。そんなのも反映して作成をさせていただきました。4月1日の母子手帳の配付の分から、「ふじパパのキュンとする子育てブック」ということで配っていきたいと考えております。もう1点、開いていただくと、ピンクの紙が入っているかと思えます。昨今、虐待云々ということでいろいろなことが言われております。でも、子どもにもちゃんと権利があるよね。人権があるよねというところを啓発していかなければいけない。これもいろいろな方面からご意見をいただきまして、今回、ちょっと小さいですけれども、というのは、母子手帳を配るときに、父子手帳と一緒にいろいろなチラシがビニール袋に入るものですから、ビニール袋がパンパンになってしまうのです。今回コンパクトにということで、小さいものをつくりました。国連の子どもの権利条約について、これを読むと、すごく長くて大変ですけれども、コンパクトにして、大体4点、こういうものが子どもの権利だよということでつくらせていただきました。内容につきましては、市役所の人権男女共同参画課のほうと、それからユニセフのほうにもこのチラシ見せまして、こういう内容で間違いがないよねということで確認をさせていただきながら、作成をさせていただきました。こちらのほうも、新しい父子手帳と、4月1日からの母子手帳と一緒に配付を開始してまいりますので、どこか頭の隅に入れておいていただければありがたいなということで、ご報告をさせていただきます。

(事務局)

・お手元のピンク色の「ふじさわ子育てガイド」、こちらは毎年この年度末に発行させていただいております。お手元にあるものは平成31年度の配布に向けてできたものになります。藤沢市の子育て情報を妊娠期から就学前、就学後、子どもの居場所というようなことも位置づけて情報を掲載しております。出生届と転入届を提出していただいたご家庭に対して配付をしているものになります。今回この場で情報提供という形で、資料の一部として配付させていただいております。

・次回の会議は新しい年度に入りまして、少し先ですけれども、7月5日(金)午前10時から、会場は本庁舎3階の会議室3-3、3-4という部屋になります。

以 上